

大仙市中小企業振興融資あっせん制度

1 目 的	市内の中小企業者に対し必要な資金の融資のあっせんを図ることにより、市内企業の安定及び振興発展に資する。		
2 要 領	区分	中小企業振興資金 (マル仙)	小口零細企業振興資金 (マル仙小口)
	①対 象 者	市内に1年以上住所または事務所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、市税を完納している中小企業者	市内に1年以上住所または事務所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、市税を完納している小規模企業者※1
	②資金使途	運転資金及び設備資金※2	同左
	③融資限度額	1, 5 0 0万円以内 (マル仙小口、マル仙創業を含む) ※令和8年3月31日まで 2, 0 0 0万円以内	1, 2 5 0万円以内 (マル仙、マル仙創業を含む)
	④融資期間	1 0年以内 ※令和8年3月31日まで 1年以内の元金返済据置期間を含む	同左
	⑤償還方法	割賦または一括償還	同左
	⑥連帯保証人	連帯保証人は原則として ・法人は代表者のみ ・個人事業者は不要 ※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した法人は、連帯保証人を不要とする。	同左
			同左
	⑦貸出利率	年率1. 7 5 %以内	年率1. 5 5 %以内
	⑧保証料率	全額市が負担 (1. 9 %以内) ※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した法人は、要綱に定める保証料率が上乗せとなり、その分は自己負担なる。	全額市が負担 (2. 2 %以内)
同左			
3 申込み方法	①融資を受けようとする者は、必要書類を添付し、取扱商工団体を経由して、取扱金融機関に申し込む。 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した法人は、「確認書兼誓約書」を取扱金融機関に提出。→内容確認後、保証協会に提出 ②受理した取扱商工団体は、営業内容等を調査し、取扱金融機関の意見を付して保証協会に通知する。 ③保証協会は、必要事項を調査し、所定の保証手続きを行い、その後取扱金融機関において融資実行する。		
4 その他	関係書類に「 仙 」と表示する。	関係書類に「 仙 小口 」と表示する。	

※1 小規模企業者とは

- (1) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下、「特定事業」)を行う者
- (2) 事業協同小組合であって、適法に保証対象事業を営む者又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者
- (3) 特定事業を行う企業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者
- (4) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者
- (5) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者((1)～(4)に掲げる者を除く)

※2 ・普通乗用自動車・小型乗用自動車の購入は、制度融資の対象外とする。

・住所および事業所の両方が市外移転するための費用は対象外とする。

・融資実行以前に支払が完了したものを資金使途としないこと。